

「在籍型出向」を活用して労働者の雇用維持に取り組む事業主の皆さん、人材を活用したい事業主の皆さん

「産業雇用安定助成金(災害特例人材確保支援コース)」 の対象期間が延長されました

産業雇用安定助成金(災害特例人材確保支援コース)の助成対象期間が令和8年12月31日まで1年間延長されました。

令和7年内に計画届を提出済みの場合で、令和8年中も助成金を活用するためには、原則、
令和8年2月28日までに以下の手続きが必要となります。

例：令和8年1月以降、条件(出向先・出向労働者)を変えずに出向期間を延長する場合
出向期間：令和7年1月1日～令和8年12月31日（1年間延長）

		令和8年 1月1日 1月31日 2月28日 3月31日				令和8年 12月31日
延長対象労働者の 出向期間	当初の 計画期間	延長対象期間				
変更届の提出期間						
支給申請書の提出 期間						

○変更届の提出期間

⇒令和8年2月28日までに提出。

○支給申請書

⇒1月単位で支給申請する場合は、変更届提出以降、1月分の支給申請書を令和8年3月末までに提出（以降は、「判定基礎期間」の末日の翌日から2か月以内に提出）。

【必要書類】 ● 提出が必要な書類 △ 各書類の内容に変更があった場合に提出する書類

書類の種類		延長手続き	複数の変更届(延長)を提出する場合(2社目以降)
様式第1号	出向実施計画(変更)届(出向元事業主)	●	●
様式第1号別紙1	出向先事業所別調書	●	●
様式第2号	出向実施計画(変更)届(出向先事業主)	●	●
様式第3号	出向元事業所の事業活動の状況に関する申出書	●	△
様式第4号	出向先事業所の雇用指標の状況に関する申出書	●	●
様式第5号	出向に係る本人同意書	●	●
確認書類(1)	労働組合等との協定書		
	出向協定書	●	●
確認書類(2)	労働者代表選任書、委任状等	△	△
	事業所の状況に関する書類		
	月次損益計算書、総勘定元帳等	●	△
	派遣先管理台帳の写し等 ※出向先事業主が派遣労働者を受け入れている場合	●	●
確認書類(3)	就業規則、給与規定等	△	△
	出向契約に関する書類		
	出向契約書	●	●



厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

LL071226政03